

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL. 6
2023.7.15



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

6.14 おそろいのチャリティーTシャツで地裁前集合！



photo / Jun Nakasuji

チャリティーコラボグッズ再販中

京都発チャリティー専門ファッションブランドJAMMINとのコラボグッズが再販開始しています。うれしいことに多方面から再販希望の声を頂き、8月末まで販売を延長することになりました。Tシャツのほかに、エプロンやバッグなどさまざまなアイテムがあります。グッズを通して私たちの活動を応援していただけたら嬉しいです。ご購入はこちら→



目次

- P2……原告被告の主張まるわかり 井戸謙一
- P3……UNSCEAR報告書を根底から覆した3つの黒川真一意見書とは 只野靖
- P4-5…原告の意見陳述を振り返って 原告団長ちひろ
私だけが知っている原告の素顔 鈴木裕也/金子美晴
- P6……ここが知りたい！ 木野龍逸
- P7……弁護団合宿報告/BOOK REVIEW
- P8……集会報告/SCOOP! 「大法廷」問題/今後の日程ほか



原告/被告の主張まるわかり 何が争点か?



弁護団長 井戸謙一

今回は東電から反論の書面が提出されました。そこで改めて裁判の争点について説明します。

東電の主張は、①甲状腺の被ばく量が100mSvを超えないと甲状腺がんにはならない、②原告らの甲状腺被ばく量は10mSv以下だ、③したがって、原告らの甲状腺がんの原因は被ばくではない、④福島県県民健康調査で300人を超えて確認されている小児甲状腺がんは、潜在がん（放置しても悪さをしないがん）であって、治療の必要な甲状腺がんではない（いわゆる「過剰診断論」）というものです。

したがって、本件訴訟の主たる争点は、次のとおりです。

- 1 被ばくと甲状腺がん発症の因果関係をどのような手法で判断するのか
- 2 福島で確認された300人を超える小児甲状腺がんは潜在がんか
- 3 (1)甲状腺がんの発症にしきい値(これ以下ではがんにならないという線量)があるか
(2)原告らは甲状腺にどの程度の被ばくをしたか

以上の争点について、原告らの主張の概略は、次のとおりです。

1 争点1について

がん組織をいくら切り刻んでも、その原因が被ばくかどうかはわかりません。因果関係を判断する学問が「疫学」です。被ばくをしたグループと被ばくをしていないグループで病気の発症割合にどのような差があるかを調べるのです。疫学の専門家に依頼して、原告らの甲状腺がん罹患の原因が「被ばく」である確率（原因確率）を求めてもらったところ、95～99%という結果が出ました。これは、従来の公害裁判で因果関係が認められた事例における原因確率よりはるかに高い値です。

2 争点2について

福島で約250人の子どもに対して甲状腺摘出術が行われていますが、その多数を執刀した甲状腺外科医が、約7割の症例にリンパ節転移が、約5割の症例に甲状腺組織周囲浸潤があり、過剰診断はないと報告しています。このようながんを放置できません。子どものがんは進行が早いのです。大人の場合は、甲状腺の潜在がんが相当数あることが知られていますが、子どもに潜在がんがあることの報告はなく東電の主張は、根拠がありません。

3 争点3 (1)について

東電の主張は、「100mSv安全論」というドグマに基づくものですが、少なくとも小児甲状腺がんについてこれを裏付けるデータはありません。かえって、チェルノブイリ事故後のウクライナで確認された小児甲状腺がん患者の甲状腺被ばく量は、15%が50～100mSv、約20%が10～50mSv、10%強が10mSv以下であったという論文があります（トロンコ論文）。したがって、原告らの被ばく量が仮に東電が主張する10mSvであっても甲状腺がん罹患の可能性はあるのですが、原告らの甲状腺被ばく量は、数十mSvに達すると考えられますので、被ばくが原因で甲状腺がん罹患したと考えるのが自然です。

4 争点3 (2)について

原告らの甲状腺被ばく量が10mSv以下であるという東電の主張は、UNSCEAR報告に依拠するものですが、UNSCEAR報告が信用できないことについては、只野弁護士の報告をお読みください。原告らの甲状腺被ばく量が10mSv以下という東電の主張に理由がないことが容易にお分かりいただけます。引き続き、本裁判にご注目いただきますよう、お願いいたします。

原告（甲状腺がんの7人）	被告（東電）
1、因果関係の判断枠組	
因果関係は疫学により判断されるべき【第1・4準備書面】 原告の原因確率は95～99%。【第6準備書面】	失当である【第3準備書面】
2、疫学：300人を超える小児甲状腺がん患者の評価	
多発している。原因は被ばくしかありえない。【第5・10準備書面】	多発ではない。潜在がんを見つけているだけ。【第2準備書面】
3、線量：原告らは甲状腺がん罹患する被ばくをしたか	
(1) 小児甲状腺がんの増加が認められる線量は？	
僅かでもリスクはある（LNT）【準備中】 10mSv以下でもリスクはあり【第9準備書面】	100mSv以下では増加は認められない。【第1準備書面】
(2) 原告らは甲状腺にどの程度の被ばくをしたか	
少なくとも数10mSvの被ばくをしている。 UNSCEAR批判（紅葉山データ）【第7・8・11準備書面】 1080人検査の評価など【第2・3・9準備書面】	10mSv以下である。【第1準備書面】 （根拠:UNSCEAR報告/1080人検査）

原告/被告の主張比較

UNSCEAR報告書を根底から覆した 3つの黒川眞一意見書とは



弁護士 只野靖

被告・東電が多くの主張の根拠としているのが、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2020年報告書です。この報告書には多くの誤った記述がありますが、中でも問題なのが、甲状腺の被ばく線量が大幅に過小評価されている点です。第4回から第6回までの3期日連続で提出した黒川眞一高エネルギー加速器研究機構(KEK)名誉教授の3つの意見書は、データに基づいて、その事実を鋭く批判したものです。3つの意見書の内容をおさらいしてみます。

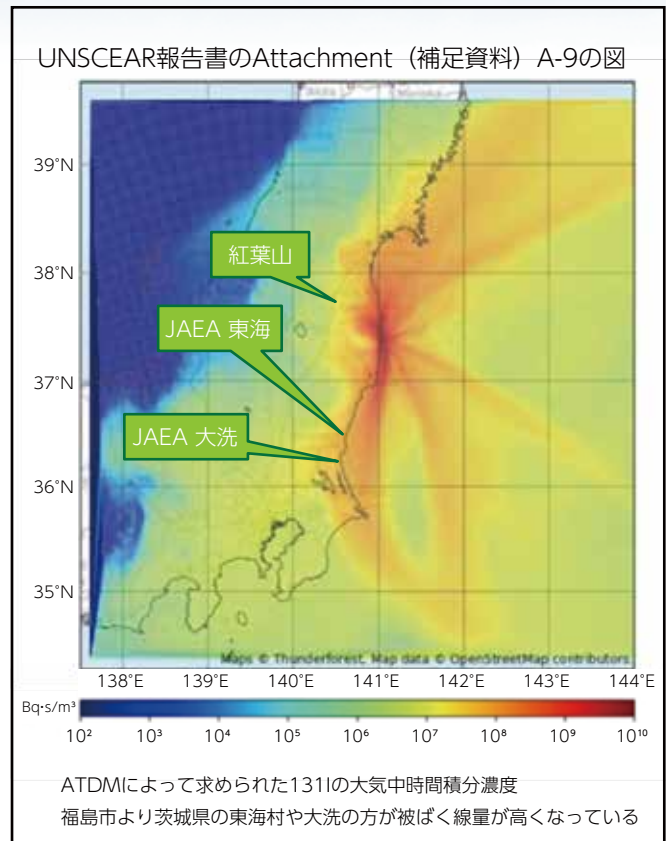
福島市紅葉山公園の計測データが大きなカギに

福島原発事故では、チェルノブイリ原発事故と異なり、事故初期のデータはほとんど存在しません。しかし、空気中のガンマ線を24時間計測できるNaIシンチレーション検出機の備ったモニタリングポストが、福島県内にはいくつかあり、原発から60キロ離れた福島市市街地にある紅葉山公園の連続データが、途切れることなく残されていました。黒川名誉教授の意見書は3本とも、その実測値をもとに、UNSCEAR報告書のシミュレーション結果を批判したものです。

第4回期日に提出した黒川第一意見書は、この紅葉山の時系列データに着目したKEKの研究グループの論文（平山論文）について解説し、独自に被ばく線量推計を試みたものです。平山論文では、紅葉山の時系列データをもとに、放射性ヨウ素131の大気中濃度を算出しています。黒川名誉教授が、この大気中濃度をもとに、ICRPの係数と用いて、3月15日に福島市に到達した放射性プルームに晒された一歳児の甲状腺の被ばく線量を推計した結果、空気の吸入だけで約60ミリシーベルトにおよぶことを示しました。

UNSCEAR報告書のほころびを徹底追及

福島第一原発事故後、3月15日に福島県内の線量が非常に高くなったことは、誰もが知っている事実です。第5回期日に提出した黒川第二意見書では、UNSCEAR報告書のデータは、この日の放射性プルームをほとんど捉えていない事実を批判したものです。3月15日から16日にかけての同報告書のヨウ素131の大気中濃度を、紅葉山の実測値と比較したところ、100分の1に過小評価されており、茨城県の東海村や大洗町などよりも低いなど、大幅に過小評価されていると指摘しました。



第6回期日では、こうした過小評価を招いた背景を指摘したものです。地上300メートル前後の高さにあるプルーム中の放射性物質が地上に落ちる速度を「沈着速度」といいます。UNSCEAR報告書のシミュレーション結果は、実測値と整合性を図らずに作成されているため、「沈着速度」が現実にはあり得ない高速度になっていることを指摘しました。

黒川意見書はいずれも、緻密なデータに基づいた検証です。被告の反論は12月に予定されている第8回口頭弁論期日に提出される予定です。被告が論点をずらすことなく、正面から回答してくることを期待します。また、黒川意見書は今後もさらに続きます。UNSCEAR報告書のほころびを徹底的に突くものとなると思います。ご期待ください。



黒川眞一氏

原告の意見陳述を振り返って

原告団長 ちひろ



みんなが手をあげた意見陳述

10年以上かかって、ようやく提訴に踏み切った「311子ども甲状腺がん裁判」。当初、私以外の原告は法廷に行くことなく、裁判が進むと思っていました。意見陳述をするのも、私だけだろうと思っていました。

10年以上、口を閉ざしてきた気持ちを話すことは簡単ではありません。原告の子たちは、前向きに今を頑張っているとして生きていこうとしています。そんな中で、自分の苦しみに向き合うことはとても辛いことだということ、私も当事者なので痛いほどわかります。

「無理はしないでほしい」私が、他のみんなの気持ちを代弁できればそれでいいと思っていました。

ところが、オンライン会議で「意見陳述」の説明をすると、裁判官に直接、気持ちを訴える機会があるなら、戦略的に取り組むべきとの声があがりました。

そして、思いがけず、あおいちゃんが、トップバッターでやりますと手を上げてくれました。すると、他の原告も次々に手をあげました。まさか全員が意見陳述を希望するとは思っていませんでしたので、衝撃を受けたのを覚えています。

自分の胸のうちを言葉にすることの意味

今まで言葉にすることができなかった10年間の出来事を思い起こすことは、精神的に大変なことです。そのため意見陳述の作成は、原告1人につき、担当弁護士2人と世話人の方がチームとなり、少しずつ過去を思い起こす方法を取りました。

あおいちゃんは当初、作文を書くのは苦手とっていて、陳述書の作成は難航するかに見えました。ところが、徐々に言葉が溢れ出て、最後には1万字を超える文章になったといいます。むしろ、削るのが大変だったとか。一度も、辛いと弱音を吐くことなく、書き上げたことを、同じ裁判を戦う原告として、とても誇らしく感じました。本当にほんとうに、大変な作業だったと思います。そして、2ヶ月をかけて書き上げた内容は、とても胸を打つものでした。

「一緒に中学や高校を卒業した友だちは、もう大学を卒業し、就職をして、安定した生活を送っています。そんな友達をどうしても羨望の眼差しでみてしまう。友だちを妬んだりはしたくないのに、そういう感情が生まれてしまうのが辛い。」

「病院に行っても、同じ年代の医大生とすれ違うのがつらい。同じ年代なのに、わたしも大学生だったはずなのにと思ってしまう。」（原告2意見陳述より）

あおいちゃんは、この気持ちを持つことにきっと罪悪感を覚えていたと思います。それを人に見せることは、本当に勇気がいる出来事だったと思います。あおいちゃんが、覚悟を決めて、自分の率直な気持ちを吐き出したことは、私の意見陳述にも大きな影響を与えました。

私も、自分の意見陳述を書き進めるとき、本音を晒すのが恥ずかしいと思うところが何箇所もありました。でも、あおいちゃんを見習って、率直な気持ちを書き留めようと決意することができたのです。

声をかけてくれた裁判長

第1回期日は、東京地裁103号法廷で開かれました。私を含め女性の原告3人が、衝立の裏で傍聴しました。あおいちゃんの意見陳述をみんな、涙を流しながら聞きました。期日後、みんなでティッシュを分け合い、鼻水を拭いたことは、とても良い思い出です。

ところで、こんなことがありました。一般傍聴人がいなくなった頃、馬渡裁判長が衝立の中にくいて、「こんなに狭いところでごめんね」と声をかけてくれたのです。馬渡裁判長は、2回目期日以降の大法廷の使用も、原告全員の意見陳述も認めない立場だったので、良い印象はありませんでした。でも、この時、いつもの淡々とした顔の裏側に、優しい心が垣間見えて、とても温かな気持ちになりました。

同じ悩みを分かち合うことができた

意見陳述から2週間ほどたった6月9日。あおいちゃんと初めて電話で2時間話し込みました。

私たちの原告は、若い年代に甲状腺がんになったというだけで、年齢も、性別も、趣味も、バラバラで、最初はほとんど会話がありませんでした。どこかよそよそしく、壁がありました。だから、その時の電話も最初は緊張していました。

でも、あおいちゃんは意見陳述を経て、心を開き、何でも話してくれるように変化していました。はじめは単なる連絡のための電話だったのに、二人の話は尽きず、電話を終えた頃には日付をまたぎ、時計の針は1時を回っていました。

この時、あおいちゃんが、言っていた言葉が今も印象に残っています。以前は、「同じ境遇だったとしても、苦しみを分かち合うことはできないと思っていた」というのです。誰もわかってくれないという思いから、どこか壁を作ってしまった。でも話してみたら、共感できることがたくさんあり、うれしかったと明かしてくれました。

あおいちゃんがそんな気持ちをずっと抱えていたことに驚きました。同時に、今まで、心の底で感じていた「壁」の理由が分かり、ほっとしました。

あおいちゃんをはじめ、意見陳述を終えてから、原告の子の雰囲気、みるみる変わっていくのを見て、私は驚きました。本人たちは気づいてないけれど、弁護士さんたちも口を揃えてすごく変わったよねと話しています。期日が来るたびに、みんな明るく、おしゃれになり、生き生きとしている。

あおいちゃんの担当の柳原弁護士は、意見陳述を作成する過程で、あおいちゃんはサナギから蝶になったと言っていた。本当にそうだなと思います。これまでのことを全部掘り起こし、自分の中にあった、言葉にできなかった思いを口にしたことが、変化につながったのだと思います。

こうした変化を経て、今では原告同士、ゲーム、映画、アニメ。オススメの化粧品など、原告同士が、気のおけない友だちのように話せるようになってきています。この裁判は、長い年月がかかるかもしれませんが、さらに絆を深めて、一緒に団結して戦い抜きたいと思っています。

私だけが知っている原告の素顔 原告3 ちひろさん

おしゃれで頑張り屋さん
もっと自信を持って！



担当弁護士 鈴木裕也

私が原告3さんから連想するのは、お肉が好き、おしゃれ、頑張り屋、家族と仲よし、おじいさんは時代劇に主役で出てきそうな程かっこいい、などです。

意見陳述で「自分に自信が持てない」と言っていたましたが、担当した私からすれば、原告3さんは、本当に真面目で優秀（僕よりもずっと優秀）な人です。

もっと自信を持ってほしいなと、心の底から思っていますし、ことあるごとに伝えていきたいなと思っています。

家族ととても仲よし
反抗期もなかったとは驚き！



担当弁護士 金子美晴

同じ原告担当の鈴木弁護士と被りますが、まずおしゃれさんであるということ。前回期日の意見陳述でも直前までお仕事が忙しかったようですが、当日はキッチンと感のあるフリルワンピースで臨みました。

もう一つは、反抗期がなかったとのこと！毎日息子とぶつかっている私から見ると尊敬しかありません。そんなご家族の仲の良さから来る、原告3さんのご家族への想いが意見陳述にも表れていました（前号ニュースレターをご参照ください）。

担当裁判官ってどんな人？

311子ども甲状腺がん裁判は、東京地裁の「32部甲合議B係」という裁判官のチーム（裁判体）が担当しています。どんな裁判官が対応しているのでしょうか。



裁判長
坂本三郎裁判官

1968年2月28日生まれ。熊本県出身。一橋大学法学部卒業。前年の1992年に司法試験合格。1995年に東京地方裁判所判事補となり、1997年に法務省民事局付。以来、地裁勤務と法務省出向を繰り返し、2011年東京地方検察庁検事・法務省民事局参事官に就任。2015年に施行された会社法の改正作業において、中心的な役割を担い、注目された。



右陪席
野口晶寛裁判官

1983年1月23日生まれ。京大大学院卒。新日本法規の裁判官情報によると2009年1月に大阪地裁判事補となり、大阪家裁、簡易裁判所判事を経て、2014年に最高裁総務局付（東京地裁判事補・東京簡裁判事）、検事。2016年に再び東京家裁判事補・東京簡裁判事。大分の裁判所を経て、2021年最高裁民事局付（東京地裁判事・東京簡裁判事）。2022年4月1日に東京地裁判事。



左陪席
原健志裁判官

1996年8月7日生まれ。島根県松江市出身。2019年に早稲田大学法学部卒。2021年、東大法科大学院ロースクール卒業。2022年5月17日に東京地裁に判事補として着任。国際NGO・ヒューマンライツウォッチの土井香苗弁護士のように、NGOや国際機関で国際人権に関わる仕事がしたいと弁護士を目指し、司法試験を受験。裁判官となった。SNSによれば自転車好きと思われる。

ここが知りたい！ 「国側に不利な判決を出した 裁判官は左遷される」って本当？



その噂を確かめるため、重要な裁判に携わった裁判官の経歴と判決を調査し「不思議な裁判官人事」という記事にまとめたことがあります。その結果わかったことは、「わからない」ことでした。裁判官人事は強固なブラックボックスなのです。とはいえ、原発関連訴訟については、国を負けさせても人事に影響があるとは言えないことはわかりました。2003年から2021年の間に原発差し止めなどを認めた裁判官9人を見ると、「もんじゅ」の設置許可処分を無効とした裁判官が判決後に冷遇と思われる異動をしているものの、他の8人に不自然な点は見られません。

一方、取材を続ける中で、事なかれ主義の官僚型裁判官がいることも見えてきました。そうした裁判官だと波風を立てない判決を出す可能性は高まります。訴訟は各裁判官に順番に割り当てられるので、誰が担当するかは時の運。でも裁判官も人の子です。世論に影響を受けることもあるので、まずは裁判官の理解を高めるしかありません。折しも311子ども甲状腺がん裁判では、大法廷の使用について裁判所から事実と異なる説明がされ原告の要求が認められなかったことが明らかになっています。今後の裁判の進行をたくさんの目で見続けることが重要です。

（フリーランスライター 木野龍逸）

弁護団合宿報告



春分の日に当たる3月21日から1泊2日の日程で、弁護団合宿を行いました。弁護団合宿は昨年の8月に続き2回目です。

今回は、福島県の中心部に位置する郡山市内に投宿し、原告がどのような環境で初期被ばくを受けたのかを検証するフィールドワークを行いました。また、原告の心に突き刺さっている精神的な傷について知るために、東日本大震災とトラウマに関する勉強会も行いました。

最終日は、今後の立証作業に向けたブレインストーミングも行い、充実した合宿となりました。今回も参加率は極めて高く、およそ20人の大弁護団が一堂に会し、熱い議論を交わしました。

BOOK REVIEW

『黙殺された被爆者の声～アメリカ・ハンフォード 正義を求めて闘った原告たち』

トリシャ・T・プリティキン 著 宮本ゆき 訳 明石書店 4950円(税込)

原子爆弾を開発するマンハッタン計画において、プルトニウムの精製工場が建設されたのが、米国ワシントン州のハンフォードだ。本書は、国家機密とされてきた核施設の風下で放射性物質に曝され、長年、放置されてきた核被害者の苦しみと闘いを記録している。

作者は、核施設で働くエンジニアのために建設された町・リッチランドで生まれ育ち、被ばくによるものと見られる甲状腺異常で、長年、苦しんできた被ばく当事者だ。困難を抱えつつも弁護士となり、隠蔽された歴史を白日のもとに晒すべく、核の犠牲になった原告の被ばく状況や病状を克明に記している。

不合理な線引きで被害地域を狭く留めたり、線量再構築によって被ばく量を低く見積もったり、福島とあまりに似たような経過をたどっていることに驚く。随所に、本訴訟のヒントとなるエピソードが散らばっている必読の一冊。



「原告のみなさんが、私にとっての希望」



翻訳者
宮本ゆきさん

『黙殺された被爆者の声』翻訳者である宮本ゆきさん。今回第6回裁判を傍聴。支援集会でも登壇しお話ししてくださいました。1940年代に国の核実験により被ばくしたハンフォードの住民たち。1986年に情報公開請求法で機密扱いだった関連文書が公開されたあと、住民たちが1991年に集団訴訟に踏み切るも、裁判は長引かせられ、判決まで24年もの月日を要しました。

翻訳しながら「怒りや悲しみでいっぱいになった」と宮本さん。そのお話を聞いて、同じことを絶対に繰り返させてはならない、と誰もが思ったはず。「裁判で立ち上がった原告の若者たちがいること。それを支えるみなさんがいることが希望です」と語る宮本さんの言葉に、会場からも賛同の大きな拍手が起こりました。

小さな小鳥が教えてくれたのは 僕らがしてきたこと そして僕らがしてこなかったこと♪

シンガーソングライター 矢野絢子さん



6月14日、日比谷コンベンションホールで行われた報告集会では、嬉しいプレゼントがありました。高知で活動するシンガーソングライターの矢野絢子さんが、集会にかけつけ、本裁判の応援のために作った「Blue Blue Bird」のデモ版を特別に披露してくださったのです。

矢野さんは、本裁判弁護団の中野宏典弁護士が司法修習生だったころからのお知り合いで、今回中野弁護士から、この裁判を拓げるためのテーマソングを作って欲しいと依頼されたのがきっかけで、この歌が誕生したのだそうです。

依頼をきっかけに、矢野さんはYouTubeで原告の意見陳述を聞き、大きく心を揺さぶられたそう。自分が知らなかった、知ろうとしなかったことを初めて知ったとき、その心の揺れをそのまま歌にしてくださったとのことでした。

小さな青い小鳥たちが、さえずりながら、大きく羽を広げて空に飛ばたいように。この歌をきっかけにこの裁判のことが多くの人に伝わりますように。矢野さん、どうもありがとうございました。

SCOOP! 「大法廷が空いていない」裁判長が事実と異なる説明!?

社会的な事件であるこの裁判では、弁護団は当初から大法廷での弁論を求めてきました。しかし、裁判所は、大法廷が空いていないなどとして、原告の意見陳述が行われた2回目から4回目の期日は一般傍聴席わずか25席という小さな法廷で弁論を行いました。ところが、ネットメディアOurPlanet-TVが情報公開をしたところ、同期日の大法廷は実際は空いていたとのこと。この報道を受け、弁護団は、「裁判所の姿勢に深い憂慮を覚える」と声明を出しました。大法廷をめぐるのは、支援者のみなさんから1万筆以上の署名を裁判所に提出したところでもあり、裁判所の姿勢が問われます。裁判所が公正な態度で審理に臨むことを期待します。



◀記事はこちら

今後の日程

第7回口頭弁論 2023年9月13日(水) 14:00～東京地裁 103号法廷

報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第8回口頭弁論 2023年12月6日(水) 14:00～東京地裁 / 第9回口頭弁論 2024年3月6日(水) 14:00～東京地裁

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

311子ども甲状腺がん裁判

住所が変わりました!

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2023年7月15日
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内
【TEL】03-5412-0828(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-5412-0829
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています